

クリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）、大熊町（以下「乙」という。）、双葉地方広域市町村圏組合（以下「丙」という。）及び環境省（以下「丁」という。）は、基本協定書（令和元年8月5日に甲、丙及び丁が締結したクリーンセンターふたばについての協定書をいう。以下同じ。）に従って特定廃棄物等の埋立処分を行う管理型処分場であるクリーンセンターふたば（その附帯施設を含む。以下同じ。）の周辺地域（大熊町の区域並びにクリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の収集及び運搬に関わる大熊町外の輸送路及び保管場所をいう。以下同じ。）の環境の保全その他の安全の確保を目的として、次のとおり協定を締結する。

（関係法令等の遵守）

第1条 丙及び丁は、クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の収集、運搬及び処分（以下「処分等」という。）に当たっては、関係法令、基本協定書及びこの協定を遵守し、特定廃棄物等の収集、運搬又は処分によるクリーンセンターふたばの周辺地域の環境の保全その他の安全の確保のため、万全の措置を講ずるものとする。

（事前説明）

第2条 丙及び丁は、クリーンセンターふたばの周辺地域の安全の確保に係るクリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の処分等の事業実施の計画について、事業を実施する前に甲及び乙にその内容を説明し、十分に理解を得るものとする。

（安全確保の方策）

第3条 丙及び丁は、クリーンセンターふたばの周辺地域の安全の確保のため、クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の処分等の安全の確保に係る方針を策定するものとする。

2 丁は、クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の処分等を行う事業者に対して、前項の安全の確保に係る方針を遵守させ、クリーンセンターふたばの周辺地域の安全の確保に万全を期すよう、積極的に指導及び監督を行うものとする。

3 丁は、前項の事業者が指導及び監督に反してクリーンセンターふたばの周辺地域の安全の確保に支障を生じさせたときは、全責任を持って適切な措置を講ずるものとする。

(モニタリングの実施)

- 第4条 丁は、丙の協力を得て、甲及び乙と協議の上、クリーンセンターふたばに係る環境放射能等のモニタリングの計画を策定し、モニタリングを実施するものとする。
- 2 丁は、前項の規定に基づき実施した環境放射能等のモニタリング結果を速やかに公表するものとする。
 - 3 甲又は乙は、必要があると認めるときは、クリーンセンターふたばに係る環境放射能等のモニタリングを実施し、その結果を公表することができる。

(防災対策)

- 第5条 丙及び丁は、大規模な自然災害を含む緊急事態に的確かつ迅速に対応することができるよう、防災体制の充実及び強化に努めるものとする。
- 2 丙及び丁は、教育・訓練等により、防災対策の実効性の維持に努めるものとする。
 - 3 丙及び丁は、甲及び乙の地域防災対策に積極的に協力するものとする。

(定期的な報告)

- 第6条 丁は、丙の協力を得て、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項を定期的に文書により報告するものとする。
- (1) クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の処分等の状況
 - (2) クリーンセンターふたばに係る環境放射能等のモニタリング結果
 - (3) (1)及び(2)のほか、クリーンセンターふたばの周辺地域の安全の確保に関して必要な事項

(異常時における連絡)

- 第7条 丁は、丙の協力を得て、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項が発生したときは、直ちに連絡するものとする。
- (1) 環境放射能等のモニタリングにおいて、放射線量等の異常を検出したとき。
 - (2) クリーンセンターふたばの敷地内において、火災又は重大な故障が発生したとき。
 - (3) クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の運搬に当たってクリーンセンターふたばの周辺地域で事故（軽微なものを除く。）があったとき。
 - (4) クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の処分の際、特定廃棄物等又はこれによって汚染されたものがクリーンセンターふたばの敷地外に漏えいしたとき。

- (5) クリーンセンターふたばに関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (6) (1)～(5)のほか、クリーンセンターふたばの敷地内又はその周辺地域で起きた事故であってクリーンセンターふたばの周辺地域の住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定による連絡の方法は、甲、乙、丙及び丁が協議して別に定めるものとする。

（立入調査）

第8条 甲又は乙は、次の各号に掲げる場合は、クリーンセンターふたばの敷地内に立ち入り、また、その周辺地域の必要な場所において、調査を行うことができるものとする。

- (1) クリーンセンターふたばの周辺地域の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合
 - (2) (1)の場合のほか、クリーンセンターふたばの周辺地域の安全の確保の観点から、クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の処分等の状況等について、特に立入調査が必要であると認められる場合
- 2 甲又は乙は、前項の規定に基づき立入調査を行うときは、あらかじめ丁に対し、立入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 3 丁は、前項の通知を受けたときは、直ちに丙に連絡するとともに、立入調査を行う者の安全を確保するために必要な事項等を甲又は乙に通知し、当該者の立入調査に立ち会うものとする。

（状況確認）

第9条 甲又は乙は、前条第1項の規定に基づく立入調査とは別に、クリーンセンターふたばの周辺地域の安全の確保に関する事項（第2条の説明事項に関することを含む。）について、状況確認を行うことができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の規定に基づき状況確認を行うときは、あらかじめ丁に対しその旨を通知し、丁は直ちに丙に連絡するとともにこれに立ち会うものとする。

（適切な措置の要求）

第10条 甲又は乙は、第7条の規定に基づく異常時における連絡、第8条第1項の規定に基づく立入調査又は前条第1項の規定に基づく状況確認の結果、クリーンセンターふたばの周辺地域の安全の確保のため特別の措置を講ずる

必要があると認めた場合は、丁に適切な措置を講ずることを求めることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の規定に基づく適切な措置の要求を受けて丁が対応するまでの間、クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の搬入の停止を求めることができるものとする。
- 3 丁は、甲又は乙から前二項の規定に基づく措置を講ずることを求められたときは、丙の協力を得て、速やかにこれに対応するものとする。

(立入調査等を行う者の選任)

第11条 第8条第1項の規定に基づく立入調査又は第9条第1項の規定に基づく状況確認(以下「立入調査等」という。)を甲又は乙が行う場合においては、甲又は乙は、立入調査等を行う者を甲又は乙の職員の中からそれぞれ選任するものとする。ただし、検体採取等の軽微な立入調査等については、甲又は乙は、丁と協議の上、甲又は乙の職員以外の者から選任することができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の規定に基づき選任した職員が立入調査等を行う際、必要があると認めるときは、丁と協議の上、甲又は乙の職員以外の者を同行させることができるものとする。
- 3 甲又は乙は、前二項の規定により選任し、又は同行させることとした職員等が立入調査等を行うときは、身分を示す証明書を携帯させるものとする。

(環境安全委員会)

第12条 クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の処分等の状況等について報告を受け、監視を行い、クリーンセンターふたばの周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関すること等について助言を行うことを目的として、甲、乙、丙及び丁は、クリーンセンターふたば環境安全委員会(以下「環境安全委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 環境安全委員会には、乙の住民及び学識経験者が参加するものとする。
- 3 前項のほか、環境安全委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、甲、乙、丙及び丁が協議して別に定めるものとする。

(情報の公開等)

第13条 丙及び丁は、クリーンセンターふたばへの特定廃棄物等の処分等の状況等について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、積極的に情報を公開し、国民の理解の促進、風評被害の防止及び乙の住民との信頼関係の確保に努めるものとする。

2 丙又は丁は、乙の住民に対しクリーンセンターふたばに係る広報を行う場合には、事前に甲及び乙に対し連絡するものとする。

(処分場埋立完了後の管理等)

第 14 条 丙及び丁は、埋立完了後、必要なモニタリング等を継続して行い、特定廃棄物の放射能濃度が十分に低下し、処分場としての管理が必要ないと判断されるまで、責任を持って管理を行うものとする。

2 丙及び丁は、前項に基づき処分場としての管理を終了しようとするときは、甲及び乙の確認を受けるものとする。

(調査等への協力)

第 15 条 丙及び丁は、甲及び乙が実施するクリーンセンターふたばの周辺地域の安全の確保のための調査及び施策に積極的に協力するものとする。

(損害の賠償)

第 16 条 丁は、基本協定書に基づくクリーンセンターふたばの管理運営に瑕疵があったために他人に損害を生じさせたときは、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）の例により、適切に対応するものとする。

(協定の改定)

第 17 条 甲、乙、丙又は丁は、この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、その改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分に協議を行うものとする。

(その他)

第 18 条 甲、乙、丙又は丁は、この協定の不履行その他のこの協定に反する事案が発生した場合、速やかに原因調査を行い、その結果及び改善・再発防止のために講じた措置について、相手方に報告するものとし、その相手方から必要な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに対応するものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和3年2月18日から実施する。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、令和12年度以降に予定している丙及び丁との間でのクリーンセンターふたばの管理に係る実施者についての協議の結果を勘案し、この協定の内容について協議を行うものとする。

この協定締結の証として、協定書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年2月18日

甲 福島県
福島県知事 内堀 雅雄

乙 大熊町
大熊町長 吉田 淳

丙 双葉地方広域市町村圏組合
管理者 伊澤 史朗

丁 環境省
環境大臣 小泉 進次郎